

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【四半期会計期間】	第14期第2四半期（自平成24年11月1日至平成25年1月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目5番5号
【電話番号】	03-5782-8721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深井 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目5番5号
【電話番号】	03-5782-8721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深井 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第2四半期 連結累計期間	第14期 第2四半期 連結累計期間	第13期
会計期間	自平成23年 8月1日 至平成24年 1月31日	自平成24年 8月1日 至平成25年 1月31日	自平成23年 8月1日 至平成24年 7月31日
売上高(千円)	7,007,742	8,056,842	14,747,661
経常利益(千円)	1,181,274	1,456,304	2,472,818
四半期(当期)純利益(千円)	660,757	894,172	1,336,989
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	659,109	1,049,581	1,516,474
純資産額(千円)	7,661,487	9,263,307	8,291,982
総資産額(千円)	29,137,706	30,687,585	28,124,828
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	20.00	27.06	40.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	19.47	26.42	39.48
自己資本比率(%)	25.7	29.3	28.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,066,738	2,343,431	5,418,625
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	532,580	2,302,008	2,065,523
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,821,434	1,066,967	3,772,397
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	4,242,931	4,154,141	3,045,751

回次	第13期 第2四半期 連結会計期間	第14期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年11月1日 至平成24年1月31日	自平成24年11月1日 至平成25年1月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	8.99	13.43

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 当社は、平成24年2月1日付で普通株式1株につき200株の割合で分割しております。第13期第2四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調から、長引く欧州の財政危機問題による金融不安や慢性的なデフレ経済などにより、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成22年に2兆7,016億円であった市場規模が平成27年には3兆1,555億円となることが見込まれております（矢野経済研究所）。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。さらに、インターネット資産に対する企業の考え方は「所有」から「利用」への傾向に変化していることも当社グループの事業領域を牽引する要因となっております。また、当社グループの中核サービスであるiDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成23年に1兆280億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まりなどにより、平成24年には1兆1,298億円に達すると見込まれ、その後も8%程度の成長が見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当社グループは当第2四半期連結累計期間も、引き続きiDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルやクラウドサービスを中心としたマネージドサービスの収益も拡大するなど、iDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのいずれのサービスも順調に推移した結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は8,056百万円（前年同期比15.0%増加）、営業利益1,594百万円（前年同期比20.0%増加）、経常利益1,456百万円（前年同期比23.3%増加）となり、四半期純利益は894百万円（前年同期比35.3%増加）となりました。

#### < iDCサービス >

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に応え得る拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当第2四半期連結会計期間末において稼働ラック数は4,468ラック（前年同期比6.4%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。

その結果、iDCサービスの当第2四半期連結累計期間の売上高は5,363百万円（前年同期比7.2%増加）となりました。

#### < マネージドサービス >

マネージドサービスにおきましては、クラウドサービス販売が好調なことに加え、レンタルサービスの販売も増加したこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当第2四半期連結累計期間の売上高は2,055百万円（前年同期比38.2%増加）となりました。

#### < ソリューションサービス >

ソリューションサービスにおきましては、100%子会社である株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けのシステムインテグレーション、エンジニアリングサービス提供が引き続き好調であった結果、ソリューションサービスの当第2四半期連結累計期間の売上高は638百万円（前年同期比23.6%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は30,687百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,562百万円増加しました。これは現金及び預金の増加1,108百万円、立替金の減少563百万円、データセンター等の設備投資による有形固定資産の増加2,133百万円、投資有価証券の増加230百万円及びデータセンター建物、設備等の減価償却による減少1,607百万円が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ1,591百万円増加し21,424百万円となりました。これは借入金残高の増加1,829百万円及び前受金の減少153百万円等が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ971百万円増加し9,263百万円となりました。これは剰余金の配当164百万円、四半期純利益894百万円及びその他有価証券評価差額金148百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は29.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,000,000
計	109,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年3月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	33,899,200	33,908,600	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 100株であります。
計	33,899,200	33,908,600		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年3月1日からこの報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権 Aプラン

決議年月日	平成24年12月4日
新株予約権の数(個)	357
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成26年12月20日から 平成34年12月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年12月20日から平成26年12月19日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後無償取得価額} = \text{調整前無償取得価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権 Bプラン

決議年月日	平成24年12月4日
新株予約権の数(個)	672
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成24年12月20日から 平成54年12月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。  
新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成54年11月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成54年11月4日から平成54年12月3日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成27年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権 Cプラン

決議年月日	平成24年12月4日
新株予約権の数(個)	1,958
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	195,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年12月20日から 平成34年12月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 822 資本組入額 411
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年12月20日から平成26年12月19日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後無償取得価額} = \text{調整前無償取得価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年11月1日～ 平成25年1月31日	34,200	33,899,200	8,832	2,773,217	8,832	1,708,278

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成25年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	6,820,000	20.11
寺田 航平	東京都品川区	5,720,000	16.87
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	3,360,000	9.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,965,400	5.79
寺田 保信	東京都世田谷区	1,873,000	5.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,064,700	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	887,100	2.61
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 決済営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	755,000	2.22
天野 信之	東京都大田区	652,000	1.92
清田 卓生	神奈川県藤沢市	567,400	1.67
計	-	23,664,600	69.80

(注) 上記のほか、自己株式が787,200株あります。

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成25年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 787,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,110,400	331,104	-
単元未満株式	1,600	-	-
発行済株式総数	33,899,200	-	-
総株主の議決権	-	331,104	-

【自己株式等】

平成25年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ビットアイル	東京都品川区東品川2丁目5番5号	787,200	-	787,200	2.32
計	-	787,200	-	787,200	2.32

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,045,751	4,154,141
売掛金	809,924	782,294
その他	463,046	939,933
貸倒引当金	39,928	39,403
流動資産合計	4,278,794	5,836,965
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	14,460,118	15,987,935
機械及び装置(純額)	323,715	345,557
工具、器具及び備品(純額)	1,375,191	1,461,623
リース資産(純額)	3,357,612	3,487,588
建設仮勘定	1,768,196	528,881
有形固定資産合計	21,284,833	21,811,586
無形固定資産		
のれん	125,487	108,521
その他	252,124	329,084
無形固定資産合計	377,612	437,606
投資その他の資産		
投資有価証券	427,079	657,479
差入保証金	965,617	999,116
その他	798,445	953,253
貸倒引当金	7,555	8,421
投資その他の資産合計	2,183,587	2,601,426
固定資産合計	23,846,034	24,850,619
資産合計	28,124,828	30,687,585

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	150,000	130,000
1年内返済予定の長期借入金	3,280,900	2,869,870
リース債務	1,115,533	1,150,009
未払金	1,091,051	893,403
未払法人税等	662,525	574,231
賞与引当金	100,585	103,376
前受金	1,530,029	1,376,367
その他	188,612	196,644
流動負債合計	8,119,237	7,293,901
固定負債		
長期借入金	9,373,330	11,633,910
リース債務	2,291,936	2,383,036
その他	48,342	113,429
固定負債合計	11,713,608	14,130,375
負債合計	19,832,845	21,424,277
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,762,098	2,773,217
資本剰余金	1,697,158	1,708,278
利益剰余金	3,862,917	4,569,441
自己株式	420,831	384,135
株主資本合計	7,901,342	8,666,801
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	178,454	326,739
その他の包括利益累計額合計	178,454	326,739
新株予約権	203,467	253,924
少数株主持分	8,717	15,841
純資産合計	8,291,982	9,263,307
負債純資産合計	28,124,828	30,687,585

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 1 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 1 月31日)
売上高	7,007,742	8,056,842
売上原価	4,853,037	5,539,183
売上総利益	2,154,705	2,517,658
販売費及び一般管理費	825,463	922,698
営業利益	1,329,241	1,594,959
営業外収益		
受取利息	8,266	7,065
保険金収入	-	3,532
その他	2,893	995
営業外収益合計	11,160	11,593
営業外費用		
支払利息	159,127	150,119
その他	-	129
営業外費用合計	159,127	150,248
経常利益	1,181,274	1,456,304
税金等調整前四半期純利益	1,181,274	1,456,304
法人税等	522,165	555,008
少数株主損益調整前四半期純利益	659,109	901,295
少数株主利益又は少数株主損失 ( )	1,647	7,123
四半期純利益	660,757	894,172

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	659,109	901,295
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	-	148,285
その他の包括利益合計	-	148,285
四半期包括利益	659,109	1,049,581
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	660,757	1,042,457
少数株主に係る四半期包括利益	1,647	7,123

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,181,274	1,456,304
減価償却費	1,502,164	1,665,629
のれん償却額	21,112	20,448
株式報酬費用	33,860	58,699
貸倒引当金の増減額(は減少)	140	318
賞与引当金の増減額(は減少)	10,038	2,790
受取利息	8,266	7,065
支払利息	159,127	150,119
売上債権の増減額(は増加)	17,094	31,535
前受金の増減額(は減少)	416,133	153,661
未払金の増減額(は減少)	513,330	212,121
その他	14,980	29,971
小計	2,800,139	3,042,969
利息及び配当金の受取額	1,079	233
利息の支払額	158,804	144,190
法人税等の支払額	575,676	555,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,066,738	2,343,431
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	164,590	2,659,987
有形固定資産の売却による収入	696,324	724,373
無形固定資産の取得による支出	33,613	133,755
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	6,203
差入保証金の差入による支出	84,781	34,144
差入保証金の回収による収入	117,511	94
その他	1,730	192,385
投資活動によるキャッシュ・フロー	532,580	2,302,008
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	20,000	20,000
長期借入れによる収入	370,000	2,900,000
長期借入金の返済による支出	1,431,920	1,050,450
株式の発行による収入	19,597	13,997
自己株式の処分による収入	12,000	14,007
配当金の支払額	229,930	164,705
リース債務の返済による支出	541,182	625,881
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,821,434	1,066,967
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	777,884	1,108,389
現金及び現金同等物の期首残高	3,456,206	3,045,751
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	8,840	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,242,931	4,154,141

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年8月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第2四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
(税金費用の計算) 税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	2,400,000千円	15,765,000千円
借入実行残高	150,000	-
差引額	2,250,000	15,765,000

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
給与手当	231,404千円	271,008千円
賞与引当金繰入額	38,666	41,006

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
現金及び預金勘定	2,943,027千円	4,154,141千円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(有価証券)	1,299,904	-
現金及び現金同等物	4,242,931	4,154,141

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年8月1日至平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月27日 定時株主総会	普通株式	230,990	1,400	平成23年7月31日	平成23年10月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月6日 取締役会	普通株式	132,380	800	平成24年1月31日	平成24年4月23日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月24日 定時株主総会	普通株式	164,960	5	平成24年7月31日	平成24年10月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月5日 取締役会	普通株式	165,560	5	平成25年1月31日	平成25年4月23日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年8月1日至平成24年1月31日)

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成25年1月31日)

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 1 月31日 )	当第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 1 月31日 )
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	20円00銭	27円06銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益金額 ( 千円 )	660,757	894,172
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 ( 千円 )	660,757	894,172
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	33,031,993	33,040,202
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	19円47銭	26円42銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益調整額 ( 千円 )	-	-
普通株式増加数 ( 株 )	897,432	795,102
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権194,000株)	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権191,000株)

( 注 ) 平成24年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。前第 2 四半期連結累計期間の 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年 3 月 5 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....165,560千円

(ロ) 1 株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年 4 月23日

( 注 ) 平成25年 1 月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年3月6日

株式会社ビットアイル  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 宏明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成24年8月1日から平成25年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成25年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。